

※「濃厚接触者」とは：

感染者に、必要な感染予防策をせずに手で触れること、または対面で互いに手を伸ばしたら届く距離（目安として2メートル）で一定時間以上接触があった場合に濃厚接触者と考えられます（厚労省 Q&A より）。実際には、保健所が対面調査により個別に判断します。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html#Q16

4. 保健所の命令・指導に従い、消毒および濃厚接触者の管理を行う

- ・保健所は、必要に応じて事業所の消毒（必要な範囲および使用する薬剤と方法）を命令するとともに、必要であれば感染者が触れた可能性の高い消耗品の廃棄等についても要請する場合があります。なお消毒の実施費用については、事業者の自己負担となります。（消毒作業は専門業者が必要な場合も、自力で対処可能な場合もあり、保健所の命令の内容によります）
- ・対策責任者は、保健所の命令を受けた部分（主に感染者本人及び濃厚接触者の行動した範囲）の消毒が完了するまで、可能であれば、非濃厚接触者の出勤も控えさせましょう。
- ・全ての濃厚接触者（自宅待機者・通常出勤者の双方）について、毎日健康状態（体温、咳、倦怠感の有無等）を自己チェックさせ、毎日その結果をとりまとめて保健所に報告し、異常が認められた場合には、保健所の指示に従います。
- ・濃厚接触者に関する保健所のやりとりは、個人情報を含んでいます。取扱いには十分に注意しましょう。
- ・感染者の発生を対外的に公表するように保健所が指示することはありません。会員や地域社会への対応上の必要に応じて、適宜判断してください。

5. さらに感染者が発生した場合

- ・濃厚接触者、または非濃厚接触者の中から、さらに感染者が発生した場合、対策責任者は、保健所の指示に従い、濃厚接触者リストを更新し、濃厚接触者の管理を継続します。
- ・未消毒の場所に勤務する非濃厚接触者から感染者が発生した場合、対策責任者は、保健所の命令があれば、事業所の再消毒を行います。

6. 自宅待機期間が終了した者について

- ・対策責任者は、発症することなく自宅待機期間を終えた濃厚接触者を、再度健康状態の確認を行った上で、職場復帰させます

7. 全員が職場復帰するまで、濃厚接触者の管理を継続する

- ・濃厚接触者全員が職場復帰するまで、対策責任者は濃厚接触者の管理を行います。